

高松市認可外保育施設補助要綱

（目的）

第1条 この要綱は、認可外保育施設の設置者に対し、毎年度の予算の範囲内で当該設置者の設置する認可外保育施設の運営に要する費用の一部を補助することに関し必要な事項を定めることにより、認可外保育施設の保育水準及び入所児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とした施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項若しくは第3項の認定若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設又は家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの、認定こども園法第7条第1項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を取り消されたもの及び認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。
- （2） 補助事業 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3） 補助対象児童 高松市内に住所を有し、保護者の労働又は疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な小学校就学前の始期に達するまでの者をいう。
- （4） 夜間保育 終了する時刻が午後8時を過ぎるものであって、宿泊を伴わない保育サービスを提供するものいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付の申請をしようとする年度（市の会計年度をいう。）（以下「申請年度」という。）の初日において市内に所在する認可外保育施設の設置者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する認可外保育施設の設置者は除くものとする。

- （1） 入所児童が補助事業の期間を通じて1日当たりおおむね5人以下の認可外保育施設の設置者
- （2） 申請年度の初日において、開設した日から1年を経過していない認可外保育施設の設置者
- （3） 事業主が雇用する従業員の福利厚生等のため設置した認可外保育施設の設置者
- （4） 高松市認可外保育施設指導監督要綱（平成14年10月1日施行）に基づく指導等に従わない認可外保育施設の設置者
- （5） 高松市すこやか認定保育所事業実施要綱（平成29年10月1日施行）第3条の認定を受けた高松市すこやか認定保育所の設置者
- （6） 高松市火災予防査察規程（平成27年高松市消防局規程第3号）第8条第1項の規定に基づく直近の査察において、違反事項が認められた場合に、消防署長に対して当該違反事項を是正するための計画を提出していない認可外保育施設の設置者
- （7） 市税を滞納している設置者
- （8） その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める者
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- （1） 保育水準及び入所児童の福祉の向上を図ることを目的とした保育、給食又は保健衛生に関する備品購入費、消耗品費及び物品修繕費
- （2） 入所児童に関する損害賠償責任保険料
- （3） 保育に従事する者の人件費及び研修費
（補助事業の期間）

第5条 補助事業の期間は半期ごととし、上半期は申請年度の4月1日から9月30日まで、下半期は申請年度の10月1日から3月31日までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第4条に定める補助対象経費の実支出額の合計額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額は、補助事業の期間の毎月初日における当該認可外保育施設に在籍する補助対象児童の数に、夜間保育を実施しない補助対象児童にあつては3,500円、夜間保育を実施する補助対象児童にあつては5,000円を乗じて得た額の合計額に25,000円を加えた額を上限額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする認可外保育施設の設置者（以下「申請者」という。）は、高松市認可外保育施設補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- （1） 保育児童調書（様式第2号）
- （2） 児童名簿（様式第3号）
- （3） 収支予算書（様式第4号）
- （4） 補助事業実施計画書（様式第5号）
- （5） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、高松市認可外保育施設補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を行う場合において、必要な条件を付することができる。

（変更等の申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の決定を受けた補助事業を変更し、又は廃止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

- （1） 第7条に規定する申請書又は申請書に添付した書類の内容又は記載した事項を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、高松市認可外保育施設補助金変更承認申請書（様式第7号）に当該変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を廃止しようとするときは、高松市認可外保育施設補助金廃止承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けること。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が指定する日までに、高松市認可外保育施設補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保育児童報告書（様式第10号）（交付の申請時から変更がある場合に限る。）

(2) 児童名簿（様式第3号）（交付の申請時から変更がある場合に限る。）

(3) 収支決算書（様式第11号）

(4) 補助事業実施報告書（様式第12号）

(5) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付指令等）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後、高松市認可外保育施設補助金交付指令書（様式第13号）により補助金の交付について、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（交付の決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) その他市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（目的外使用の禁止）

第 1 3 条 補助事業者は、その補助金を第 4 条に定める補助対象経費以外に充ててはならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を確定させ、高松市認可外保育施設補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第 1 4 号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に相当する額の補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 3 0 万円以上の機械、器具及びその他の財産（以下「取得財産等」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適化法施行令」という。）第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること（以下「処分」という。）をしてはならない。

2 市長は、補助事業者が前項の承認を受けて取得財産等の処分をした場合において、当該補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（取得財産等の管理）

第 1 6 条 補助事業者は、補助事業完了後においても、取得財産等を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（経理の明確化）

第 1 7 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況並びに補助事業の

実施に関する書類及び帳簿類を他の経費と区分して常に明確に整備し、関係帳票を申請年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(検査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の実施状況について調査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高松市認可外保育施設補助要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請のあった補助金について適用し、同日前に交付の申請のあった補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の高松市認可外保育施設補助要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

2 第5条の規定による改正後の(中略)高松市認可外保育施設補助要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付(中略)のあった(中略)高松市認可外保育施設補助要綱に基づく補助金について適用し、同日前に交付(中略)のあった(中略)高松市認可外保育施設補助要綱に基づく補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年8月21日から施行し、改正後の高松市認可外保育施設補助要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

所 在 地

施 設 名

設置者氏名

印

高松市認可外保育施設補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市認可外保育施設補助要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、申請者の課税・納税状況について確認されることを承諾します。

1 補助金の申請金額 円

2 補助事業の期間 () 年度 () 半期
(年 月 日から 年 月 日まで)

3 添付資料

- (1) 保育児童調書（様式第 2 号）
- (2) 児童名簿（様式第 3 号）
- (3) 収支予算書（様式第 4 号）
- (4) 補助事業実施計画書（様式第 5 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

保 育 児 童 調 書

（ ） 年度 （ ） 半期

定員 人

月別児童数 （人）

月	夜間保育を実施 しない対象児童数	夜間保育を実施 する対象児童数	対象児童数 合計
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
合計	人	人	人

備考

- 1 毎月初日における当該施設に在籍する対象児童の数を記入すること

様式第 3 号（第 7 条、第 1 0 条関係）

児童名簿（（ ）年度（ ）半期・夜間保育を除く。）

No.	住 所	氏 名	生年月日	入 所 年月日	退 所 年月日	保 育 が 必 要 な 理 由	
						父	母
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

児童名簿（（ ）年度（ ）半期・夜間保育）

No.	住 所	氏 名	生年月日	入 所 年 月 日	退 所 年 月 日	保 育 が 必 要 な理由	
						父	母
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

様式第4号（第7条関係）

收支予算書

() 年度 () 半期

1 収入の部

[illegible]

2 支出の部

[illegible]

様式第 5 号（第 7 条関係）

補助事業実施計画書（ ）年度（ ）半期

補助対象経費	品名等	単価	数量	金額
保育に関する経費		円		円
給食に関する経費				
保健衛生に関する 経費				
損害賠償責任 保険料				
人件費及び研修費 に関する経費				

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市認可外保育施設補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので高松市認可外保育施設補助要綱第 8 条の規定により通知します。

1 補助金の交付予定額 円

2 交付条件

（１） この補助金は、高松市認可外保育施設補助要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

（２） 次のア又はイのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

ア 申請書又は申請書に添付した書類の内容又は記載した事項を変更しようとするとき。

イ 補助事業を廃止しようとするとき。

（３） 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

（４） 高松市認可外保育施設補助要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を求めます。

年 月 日

（宛先）高松市長

所 在 地

施 設 名

設置者氏名 ㊞

高松市認可外保育施設補助金変更承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので高松市認可外保育施設補助要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更後の補助金の申請金額		円
変 更 す る 項 目		
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
添 付 書 類		変更の内容が分かる書類
備 考		

年 月 日

（宛先）高松市長

所 在 地

施 設 名

設置者氏名 ㊟

高松市認可外保育施設補助金廃止承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり廃止したいので、高松市認可外保育施設補助要綱第 9 条の規定により申請します。

補助金の申請金額	円
廃止の理由	
廃止の年月日	年 月 日
備 考	

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

所 在 地

施 設 名

設置者氏名

㊞

高松市認可外保育施設補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定を受けた
補助事業について、次のとおり高松市認可外保育施設補助要綱第 1 0 条の規定
により関係書類を添えて、実績報告をします。

1 補助金の額 円

2 添付資料

- （1） 保育児童報告書（様式第 1 0 号）（交付の申請時から変更がある場合に限る。）
- （2） 児童名簿（様式第 3 号）（交付の申請から変更がある場合に限る。）
- （3） 収支決算書（様式第 1 1 号）
- （4） 補助事業実施報告書（様式第 1 2 号）
- （5） 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類
- （6） その他市長が必要と認める書類

様式第 10 号（第 10 条関係）

保 育 児 童 報 告 書

（ ） 年度 （ ） 半期

定員 人

月別児童数 （人）

月	夜間保育を実施 しない対象児童数	夜間保育を実施 する対象児童数	対象児童数 合計
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
	人	人	人
合計	人	人	人

備考

- 1 毎月初日における当該施設に在籍する対象児童の数を記入すること

様式第 1 1 号（第 1 0 条関係）

収 支 決 算 書

（ ） 年度（ ） 半期

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
	円	円	円	
計				

様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

補助事業実施報告書（ ）年度（ ）半期

補助対象経費	品名等	単価	数量	金額
保育に関する経費		円		円
給食に関する経費				
保健衛生に関する 経費				
損害賠償責任 保険料				
人件費及び研修費 に関する経費				

様式第 1 3 号（第 1 1 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで実績報告のあった高松市認可外保育施設
補助事業について、次の条件を付して補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市認可外保育施設補助要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 3 高松市認可外保育施設補助要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を求めます。

様式第 1 4 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

（宛先）高 松 市 長

所 在 地

名 称

代表者氏名

高松市認可外保育施設補助金に係る消費税及び地方消費税仕入
控除税額報告書

年 月 日付け高 第 号により高松市認可外保育
施設補助金の交付指令のあった高松市認可外保育施設補助事業について、高松
市認可外保育施設補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額を確定させ
たので、高松市認可外保育施設補助要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、次のと
おり報告します。

1 確定した補助金の額

金 円

2 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税仕
入控除税額

金 円

3 添付書類

（１） 確定申告書の写し

（２） 課税売上割合を把握することのできる書類

（３） 特定収入の割合を確認することのできる書類